

【学校法人会計と企業会計について】

学校法人における会計処理は、文部科学省が定めている「学校法人会計基準」に基づくものです。

昭和 46 年、文部省（現、文部科学省）が、私立学校法に基づいて定めたこの学校法人会計基準は、当時の企業会計の原則、手続、表示方法などに概ね準拠したものであり、発令以降、幾度かの改正を経て現在に至っています。

しかしながら、学校法人と企業とでは、社会における役割や事業の目的が異なるため、会計処理の目的も異なっています。

◆学校法人会計…学校の経営における教育及び研究活動の健全性を測定し、開示します。

◆企業会計…営利を目的とした事業活動の成果と財政状態を利害関係者に開示します。

このことにより、財務諸表にも次のような違いがあります。

◆学校法人会計…資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表

◆企業会計…キャッシュフロー計算書、損益計算書、貸借対照表

＜資金収支計算書（及び活動区分資金収支計算書）とキャッシュフロー計算書＞

学校法人が作成する資金収支計算書は、教育及び研究活動に要した全ての収入と支出を明記して支払資金の顛末を表すもので、実際には該当年度の現預金収支に該当しない未収入金、未払金なども資金収支調整勘定として記載の上、差引計算することで現預金残高を翌年度繰越支払資金として表示しています。

＜活動区分資金収支計算書＞

活動区分資金収支計算書は、学校法人会計基準の一部改正に伴う新たな計算書様式です。

平成 27 年度以降の計算書類として作成しており、資金収支計算書の内容を次の 3 区分に分割し、活動区分ごとの収支状態を表示します。

〔活動区分資金収支計算書の表示区分〕

- 1 教育活動による資金収支
…学校法人が行う教育活動に関する収支（施設整備等活動及びその他活動の収支を除く全ての活動収支）
- 2 施設整備等活動による資金収支
…学校法人が行う施設設備の取得又は売却、その他これらに類する活動に関する収支
- 3 その他の活動による資金収支
…財務活動、収益事業活動、預り金受け払い等の経過的活動に関する収支

一方、企業が作成するキャッシュフロー計算書は、実際に取引された資金の収支を、営業・投資・財務という三つの区分に分けて表示することで、その企業の資金残高を表示しています。また、企業会計では、現金同等物も資金として扱われていることが特徴です。

＜事業活動収支計算書と損益計算書＞

学校法人が作成する事業活動収支計算書においては、事業活動の内容を次の 3 区分に分割し、活動区分ごとに収支を明記することで、収支の均衡状態を表している他、経常的及び臨時的収支の状況が把握できるようにしていますが、企業会計における損益計算書は、獲得した収益と獲得するために要した費用を対比させ、実際の利益を表しています。

〔事業活動収支計算書の区分〕

- 1 教育活動収支…経常的収支の内、本業となる教育活動に関する収支
- 2 教育活動外収支…経常的収支の内、財務活動に関する収支
- 3 特別収支…資産売却や処分等に関する臨時的収支

なお、学校法人が作成する事業活動収支計算書は、学校が継続的に保持すべき資産を基本金組入額として表示し、各区分の収支差額の合計から控除した差額をもって当年度収支差額としていることが、企業が作成する損益計算書と大きく異なる特徴です。

＜貸借対照表＞

学校法人が作成する貸借対照表は、主要な財産である固定資産から配列する固定性配列法を用いているのに対し、企業が作成する表では、流動性配列法を用いて流動資産から配列しています。

また、企業会計では「資産－負債＝純資産（資本）」としているのに対し、学校会計では「資産－負債＝正味財産」とし、資本（資本金）という概念を持たないことが特徴です。

【学校法人会計で使用する主な勘定科目について】

学校法人会計において使用される勘定科目は、主に次のとおりです。

＜資金収支計算書・事業活動収支計算書で使用される主な勘定科目＞

◆学生生徒等納付金（収入）

納付金規程に基づき、入学時又は在学期間中に納付を義務付けているものです。入学金、授業料、施設設備費などがあります。

◆手数料（収入）

入学検定料や証明書発行手数料などがあります。

◆寄付金（収入）

寄贈者から贈与された金品を指し、寄付目的が明確な特別寄付金と明確ではない一般寄付金があります。金銭以外の物品は、現物寄付として事業活動収支計算書のみで会計処理します。

◆補助金（収入）

国や地方公共団体などから交付される補助金です。

◆付随事業・収益事業収入

学校法人が、主として行う教育研究活動以外の補助活動によって得られた受講料などです。

◆雑収入

上掲の各収入に該当しない、その他の収入です。

◆人件費支出

学校法人が雇用している教員、職員及び役員に支給される本俸、諸手当、所定福利費、退職金などです。

◆教育研究経費支出

教育活動や研究活動に要する経費、及び学生生活や就職支援に要する経費です。

消耗品費、光熱水費、新聞図書費、印刷製本費、通信運搬費、旅費交通費、印刷製本費、委託管理費、修繕費、賃借料、会議渉外費などがあります。

◆管理経費支出

学校法人の運営に係る経費（教育活動や研究活動に直接的に該当しない経費）です。

＜資金収支計算書のみで使用される主な勘定科目＞

◆施設関係支出

土地や建物、構築物資産の取得価額です。

◆設備関係支出

教育研究用に取得した機器備品、並びに学校法人の運営のために取得した機器備品、固定資産となる図書の購入費用（取得価額）です。

◆前受金収入

翌年会計年度の収入となる学生生徒等納付金収入などです。

◆資金収支調整勘定

当会計年度に計上されるべき収入又は支出の内、その入出金が翌会計年度となる場合の期末未収入金又は期末未払金、もしくは、その入出金が前会計年度であった場合の前期末前受金又は前期末前払金について、当会計年度において実際の入出金がなかった収支を調整します。

＜事業活動収支計算書のみで使用される主な勘定科目＞

◆寄付金

資金収支計算書で示す寄付金支出額に、現物寄付相当額を加算した額です。

◆徴収不能額等

当期会計年度に徴収すべき収入が、徴収不能と判断された場合に使用します。

また、翌会計年度以降に徴収不能となる恐れのある金額を見積り計上します。

◆資産処分差額

資産の除却処理を行った場合に生じる、当該資産の当期帳簿価額です。

◆基本金組入前当年度収支差額

基本金を組入れる前の当期収支状況を示しています。

◆基本金

学校法人が、教育研究活動のために必要な資産を、継続的に保持するため維持すべきものとして、その事業活動収入のうちから組入れた金額です。

基本金には次のようなものがあり、貸借対照表に記載されています。

＊第1号基本金・・・学校法人が取得した校地、校舎、備品、図書等の資産の額（取得額）。

＊第2号基本金・・・将来計画に基づく校舎の設置や規模の拡充などのために積立てている額。

＊第3号基本金・・・基金として元本を継続的に保持し、運用果実をもって教育研究の資金に充てることを目的にした額。

＊第4号基本金・・・学校法人の運営に必要な資金を恒常的に保持するための額（学校法人会計基準に基づく算定）。

＜貸借対照表で使用される主な勘定科目＞

◆有形固定資産

1年を超えて使用される有形の資産で、土地や建物、構築物、備品、図書等、固定資産台帳における期末帳簿価額の合計を示しています。

◆特定資産

将来、特定の支出に備える目的で留保した資産の合計を示しています。

◆その他の固定資産

有形固定資産及び特定資産以外の電話加入権や有価証券などの期末帳簿価額を示しています。

◆流動資産

現預金の期末残高、未収入金、貸付金、前払費用などの期末残高を示しています。

◆固定負債

長期借入金、長期未払金、引当金などの期末残高を示しています。

◆流動負債

短期借入金、未払金、前受金、預り金などの期末残高を示しています。

◆繰越収支差額

資産の部合計から負債の部合計と基本金（合計）を控除した金額です。

事業活動収支計算書の翌年度繰越収支差額と一致します。